

請求し之が辨済に充當する事を得保証人の場合又之に準ず
第三十四條 支局は貸付金使用の實況を監査し貸付の目的に反す
ると認めたる時は期限内と雖も返済を成さしむるものとす

第三十五條 貸付金に對する利率は月一分とす

第五節 加入及増口、罷退

第三十六條 製網労働組合員は原則として本部門に加入するもの
とす

第三十七條 新に本部門に加入せんとする者又は出資口数を増さ
んとするものは申込書に出資第一回の拂込金を添へ申込むもの
とす

第三十八條 加入及増口の申込ありたる時は監査の上許可を決し
申込者に其旨を通知するものとす

第三十九條 本部門の加入者にして左の各項に該當する時は製網
労働組合規約第二十一條第二十二條を適用す

一、出資過剰金の納付貸付金の返済又は利息の支拂を怠り其
の義務を履行せざる時

二、本部門の事業を自己の利益を目的として他人に利用せし
めたる時

三、本部門の事業を妨ぐる行爲ありたる時

四、犯罪其の他に依り信用を失ひたる時

第四十條 本部門の出資者にして退社又は死亡に依り脱退の場合
に於ける持分の拂戻は拂込済出資額とす但し除名に依る場合に
於ては拂込済出資額の半額とす

事ある可し

第三章 事務規定

第七條 本部は左の帳簿を保管す

一、總勘定元帳 一、金銭出納帳 一、記録簿

一、日報帳 一、豫算及決算表

第八條 支局は左の帳簿を保管す

一、總勘定元帳 一、金銭出納帳 一、出資委託帳

音楽部報告

労働軍楽團の本年度の成績は、依然不振であつた。非常
な困難としては、團員が、工場に労働しつゝある人々であ
る爲め、充分練習の餘暇を持たぬことである。これは、一
時的の困難でないから、これを克服するに就いては、他の
新なる方針を採用する以外にない。當部は目下それを研究
して居る。

音楽部所有樂器表 (昭和五年八月末現在)

- (A) 木製吹奏管樂器
 - (一) E コルネット 第一 11
 - (二) F コルネット 第一 11
 - (三) オーボエ 第一 11
 - (四) E スクラリネット 1

第四十一條 本規約は製網労働組合大會又は理事會の決議を経、
にあらざれば變更する事を得ず

第四十二條 本規約は昭和六年十月より之を實施す

製網労働組合金融部規則

第一章 本部及支局

第一條 本部は左の事務を掌るものとす

一、本部門の財産の管理及總ての事業執行

二、各支局を聯絡統轄す可き一切の事項

三、各支局に於ける本部の事業執行に關する一切の指導監督

第二條 支局は左の事務を掌るものとす

一、本部に對し事業執行に關する一切の報告

二、(イ) 貸付請求者に對する貸付(ロ) 出資金の取立(ハ) 貸付金の回収(ニ) 貸付金利息及過剰金の徴收等を成す

第二章 貸付及回収

第三條 本部門の一ヶ月の算定は毎月月末會計日の翌日に始まり
會計日を以て終る

第四條 貸付金の返済及利息の支拂は細則第三條に依る但し期日
後三日間内に支拂たる時は同月の利息及過剰金を徴收せず

第五條 貸付金及回収金は同單位とす

第六條 支局は貸付金以外の現金は本部に返付するものとす但し
本部は支局に對し必要の程度を考慮し指定銀行に預金せしむる

一、貸付委託帳 一、日報帳 一、記録簿 一、加入申込簿帳

一、貸付申込簿帳 一、借用證書簿帳 一、豫算及決算表

第九條 部長は細則第七條の帳簿を保管し之を整理するものとす

第十條 支局長は細則第八條の帳簿を保管し之を整理するものとす

第十一條 部長改選に依る引繼は新任執行委員會に於て行ふ

第十二條 支局長改選に依る引繼は新舊支局長立會の上之を行ふ

- (五) Bd スクラリネット 第一 2 2
- (六) E スクラリネット 1

- (B) 黃銅製吹奏管樂器
 - (七) Bb コルネット 第一 2 3
 - (八) Bb トロンボット 2

- (九) ES テノルホルン 第一 1 1
- (十) アルトホルン 第一 1 1

- (十一) E スバス 第一 1 1
- (十二) ES スバス 第一 1 1

- (十三) E スバス 第一 1 1
- (十四) トロンボーン 第一 1 1

- (十五) GS トロンボーン 1